

報道機関各社 様

DV等被害者支援のための支援措置申出書の誤送付について

このたび、戸籍住民課におきまして、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の写しを誤った方に送付していたことが判明いたしました。

ご迷惑をお掛けした皆さまに深くお詫びするとともに、チェック機能の強化などにより、今後このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

ともに札幌市外在住のA氏とB氏は婚姻関係にあるところ、A氏は、B氏からのドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援として住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付を制限することを申し出る「住民基本台帳事務における支援措置申出書^{※1}」(以下「申出書」という。)を札幌市外の自治体に提出しており、A氏の本籍地である本市が申出書の写しを保有していた。

2020年4月、B氏から本市に対し、戸籍に在籍する者全員分の戸籍の附票^{※2}の写しの請求があったが、A氏からの申出書に基づき支援措置を実施していることを理由に不交付決定を行ったところ、同年6月、B氏が同決定に対する審査請求を行った。

同年9月18日(金)、本市職員がB氏に審査請求の手続きに関する文書を送付する際、A氏が提出した申出書の写しを誤って同封し、送付した。

※1 申出書には、申出者の氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号等が記載されている。

※2 本籍地の市町村において戸籍の原本と一緒に保管している書類で、その戸籍が作られてから(またはその戸籍に入籍してから)現在に至るまでの住所が記録されている。

2 事案判明からこれまでの経緯

9月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・B氏から本市に送付された文書により、上記誤送付の事実を確認。 ・状況報告のためA氏およびA氏の居住自治体へ電話連絡。A氏とは連絡が取れなかったため同自治体からA氏に連絡し、札幌市へ連絡または札幌市からの電話に応答していただけるよう伝えることを依頼。 ・本市から数回にわたりA氏へ電話するも繋がらず、A氏からの連絡もなし。
9月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・A氏への電話を継続するも応答がなく、A氏の居住自治体からでもA氏に連絡が取れないことを確認。 ・A氏宅訪問のため、本市戸籍住民課職員が札幌市を出発。A氏宅を訪れるが面会できず。
10月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員がA氏と面会し、事実関係を説明の上、謝罪。誤送付を原因とする被害は今のところ認められないとのこと。 ・B氏に誤送付の旨を電話説明し、面会及び返還を求めるが応じず。
10月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・B氏に対し、誤送付した文書の返還を求める旨の文書を送付。

3 原因

不注意および確認不足により B 氏には送付しない文書も同封し、送付したために発生したものの。

4 再発防止策

今回の事案を踏まえ、対外的に文書を送付するに当たっては、その内容に誤りがないよう、複数の職員が、送付に係る通知文に記載されている同封文書と実際に同封されている文書が一致しているかどうか、また、封筒に記載されているあて先と文書のあて名が一致しているかどうかを確認した上で封入し、封筒に確認済みの旨の表示を行うこととした。郵送事務担当者は、確認済みの表示がないものは、発送を行わない取り扱いとする。

また、情報管理に関する緊急の研修を行い、個人情報を含む情報管理の徹底を図る。

問い合わせ先

市民文化局地域振興部戸籍住民課 関

電話：211-2296 ファクス：218-5191